平成26年労第148号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による療養補償給付を支給しない旨の処分及び休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社(以下「会社」という。)に勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、会社B支店のC作業所(以下「作業所」という。)に打ち合わせのため出張した。翌〇日、請求人は、宿泊先から下請会社の社員が運転する車の助手席に乗って、作業所に向かう途中、敷地内に入るため左折し橋を渡ろうとした時、車が雪のためスリップし、国道左側の小川に車の左側から落下し負傷した(以下「本件事故」という。)。

請求人は、同日、D病院に受診し「頚椎捻挫」と診断され、その後、Eの医療機関に転医し、「頚部・腰部挫傷、右半身打撲、頭部挫傷」及び「外傷性頚部症候群」等の傷病名にて複数の医療機関で加療した。

請求人は、当初自動車損害賠償責任保険から療養及び休業の支払いがなされていたが、平成〇年〇月末をもって支払いが打ち切りになったことから、監督署長に平成〇年〇月以降の療養補償給付及び平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の傷病は同年〇月〇日をもって治ゆしているとして、平成〇年〇月〇日以降のこれら給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」 という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し たので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆしているとして、 平成〇年〇月〇日以降の期間に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しないと した監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、外傷性頚部症候群(以下「本件傷病」という。)の症状固定日は、平成〇年〇月〇日と診断され、同年〇月〇日から職場に復帰できたのであり、平成〇年〇月〇日をもって症状固定日とした監督署長の処分は誤りであると主張するので、平成〇年〇月以降の症状・治療経過、医証等について、以下に検討する。

- (1) F医師は平成○年○月○日付け意見書において、要旨、リリカが症状改善に効果的であるため、増量し、症状軽減と共に減量しており、治ゆ見込み日は平成○年○月○日、と述べている。また、G医師は平成○年○月○日付け意見書において、要旨、星状神経節ブロックを中心に後頭神経ブロック、坐骨神経ブロック、トリガーポイント注射などを組み合わせ治療しており、治ゆ見込み日は症状の改善が見られなくなるまで、と述べている。
- (2) 一方、H医師は平成○年○月○日付け意見書において、要旨、上記両医師の意見書等から、本件は療養開始後約1年経過しており、その間の療養内容は投薬及びブロック注射であり、急性期に対する治療は終了しているものと思料されることから、平成○年○月○日の事故による平成○年○月時点での症状は、請求人の主訴に対する対症療法に移行しているものと認められる、と述べている。

また、I 医師は平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、治療としては当初、整形外科的治療として、消炎鎮痛剤、近赤外線治療、ペインクリニックでのブロック療法、心療内科からも抗うつ剤がでていたが、症状は必ずしも改善せず一進一退しており、平成〇年〇月から行われている治療も、その治療方法に大きな変化があったわけではなく、受傷後約1年を経過した平成〇年〇月〇日をもって本件傷病を症状固定としたことは、十分な期間の後に症状固定としており妥当であると述べている。

- (3) 当審査会は、平成〇年〇月〇日初診からのF医師による内服治療について、 平成〇年〇月以降も同一の内服薬が継続処方されており、この時点においてす でに対症療法の状態と判断されることから、H医師及びI医師の意見は、妥当 であると判断する。
- (4) なお、労災保険上の「治ゆ」とは、社会一般で理解されているいわゆる「完治」又は「全快」の概念とは異なり何らかの症状を残して症状固定の状態に至った場合をも含んでいると解されることを、ここに念のため付言する。
- 3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日をもって治ゆしたと認められることから、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。